

第 20 期

第 3 回

総会議事録

令和 6 年 8 月 20 日

1. 開催年月日 令和6年8月20日(火)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議 番 号	氏 名	出 欠 状 況	備 考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議 番 号	氏 名	出 欠 状 況	備 考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 荘 原 文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時11分

8. 閉会宣言 15時3分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

安藤 嘉行

署名人

須永 静夫

事務局	ただいまより、第3回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。まだ暑い日が続いていますので、体には充分、ご注意願いたいと思います。 また初めての月例総会ですので慎重審議よろしく願いしまして挨拶にかえさせていただきます。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 3番 安藤 嘉行 委員 13番 須永 静雄 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	特にございません。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。

	渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と母親が農作業に従事します。 受け人は以前からこの農地で耕作しており、下限面積撤廃により正式に申請したようです。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について 許可と決します。 次に、2 番と3 番の 2 件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	2 番と3 番の2 件について調査の結果を報告いたします。 同一申請地に対する賃貸借、区分地上権の設定ですので一括して報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は2 番が相手方要望、経営拡大で3 番が相手方要望、区分地上権の設定です。 8 月9日に現地調査及び借人への聴き取り調査を行いました。 借人は栃木県の事業者で三穂田町に畜舎、農園があり、また他の地区でも事業を行っています。 申請地は耕作しておらず、管理がおろそかになっていました。

	牧草を無農薬栽培し、黒毛和牛等、自社飼育の家畜を放牧することによって農機具は所有しているものを使用し、農作業は従業員が行います。申請地は農地として管理されています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と両親、祖母が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	4 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4 番 1 件について 許可と決します。 次に 5 番 1 件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	5 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 8 月 5 日、事務局会議室において佐久間会長、濱津会長職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また現地も確認しました。 使用借人は所有面積が1,000㎡に満たないことから農業開始と して申請を行いました。所有農地も野菜を作っています。 今回の取得地は自宅から遠くない農地であり、 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は 問題ないと判断され、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5 番 1 件について 許可と決します。 次に、6 番 1 件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	6 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

	8月12日に現地調査及び代理人へ電話で確認しました。 申請地は現在も水稻が作付けされており、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されていました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について許可と決します。 次に、7番 1件について、付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 8月11日に現地確認してきました。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に、8番 1件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 8月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津会長職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人が以前から借りて耕作していましたが、渡し人の 農業廃止に伴い、農業開始になりました。 農地の南側は疏水と市道、西側は市道、北側は畑です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決します。

	次に、９番と10番の２件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安委員	９番と10番の２件について、調査の結果を報告いたします。 この２件は同じ申請人の交換ですので一括して報告します。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は交換です。 現地調査の結果、申請地はお互いが所有する農地に隣接しており、交換することによって農地の集団化、作業の効率化が図られると思われる。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	９番と10番の ２件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、９番と10番の２件について許可と決します。 次に、11番から16番までの６件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番から16番までの６件について調査の結果を報告いたします。 まず11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	申請の事由は、非農地との交換です。 受け人と妻、息子とその妻が農作業に従事します。 次に13番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子とその妻が農作業に従事します。 次に14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、息子、母親が農作業に従事します。 次に16番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、息子、母親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番から16番までの 6件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番から16番までの6件について許可と決します。 次に17番から19番までの3件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	農業委員になって初めてでタブレット等の使い方もなかなかわからない状況で、この文書を前の会議にいただいて、本来ならば調査等行うべきでしたが、貸す人、借りる人に電話等で確認しなくてはならなかったと思いますが、やっておりません。 ですから事務局で20番と21番を調べていますが、田んぼとして並んでいます。 実際、そういう状況です。
議 長	調査していないの。 事務局、どうしますか。
事務局	事務局で現地調査を行っています。いずれの土地も周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件についても問題ないと判断してしていますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	次回からきちんと調査をするという確約をいただけるならばという条件付きで了承したと思います。
議 長	石井委員、よろしいでしょうか。
石井 源信 委員	はい、努力します。
議 長	努力ではなくて、やってもらわなくては困ります。
石井 源信 委員	勉強して、確約します。よろしくお願いいたします。
議 長	ここにいる皆さんは、いずれも頼まれてなったわけではないですからね。自分で手を挙げてなったので、その辺をきちんと自覚していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長	17番から19番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、17番から19番までの3件について、 許可と決します。 次に、20番と21番の2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	20番と21番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず20番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は21番との交換です。 受け人が農作業に従事します。 次に21番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は20番との交換です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	20番と21番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、20番と21番の2件について、

	許可と決します。 次に、22番と23番の2件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	22番と23番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず22番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は経営拡大です。 8月9日、現地調査と受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地はきれいに管理されておりました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件等について問題なしと判断しましたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に23番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は経営拡大です。 8月9日、現地調査と受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地はきれいに管理されておりました。 受け人は申請地が自宅と隣接しているため、以前から譲ってほしい と言っていたそうで今回、渡し人との合意に至りました。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等について 問題なしと判断しました。 よって、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	22番と23番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、22番と23番の2件について、 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。

	続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 8月6日に現地調査及び渡し人、受け人双方からの聴き取り調査を行いました。 申請地の西側は高速道路の側道、北側と南側は水田に面していますが、間に緑地を設けます。また、東側は水路を挟み水田になっており、雨水は側溝を経由して逢瀬川に放流します。 建物の計画はなく、駐車場のみの整備のため周辺農地への影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。 申請地は東北自動車道郡山中央スマートインターチェンジから300m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 許可と決します。 次に、2 番と 3 番の 2 件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	2 番と 3 番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。 まず 2 番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 農地区分は農用地です。 申請の事由は 3 条で申請されました営農型太陽光発電設備による 支柱部分のための一時転用です。 申請地の北と東側は道路、南及び西側は法面、排水路を挟んで 水田があります。雨水は自然浸透とし、支柱部分以外は営農し、 造成はしないため、土砂の流出、汚水の発生はありません。 太陽光発電設備を隣地境界より 4 m 離して設置することから 周辺農地への影響など問題ないと思います。 期間満了後は速やかに農地に復元するとの確約書が添付されて おり、申請目的の確実性など問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に 3 番について、報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は上下水道局発注工事の資材置場設置のための 一時転用です。農地区分は農用地です。 8 月 9 日に現地調査を行いました。申請地の南と東側が道路、 西側は水田、北側は畑です。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透 とし、フェンスを設置し、出入口には鉄板を敷いて土地損傷を 防止します。 工事完了後は速やかに農地に復元するとの確約書及び資金証明書が

	添付されており、申請目的実現の確実性、周辺農地への影響など問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、2番について タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 次に、3番について 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 2番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 2番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番と3番の2件について、 許可と決します。 次に、4番から6番までの3件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	4番から6番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず4番ですが8月12日に現地確認して来ました。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は郡山市発注の水道工事に伴う一時転用です。 現場事務所と仮設トイレを設置します。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地の北側が住宅、南と東が道路で西は畑ですが、 日照に影響ない位置に設置しますので周辺農地への影響は ないと思われます。現地は貸人が違反転用しており顛末書が 添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく また現状に戻すという確約書も添付されており、転用の後に 農地として利用できる状況に回復すると認められますので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に5番ですが8月12日に現地確認して来ました。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は郡山市発注の水道工事に伴う一時転用です。 重機置場として使用するもので、農地区分は農用地です。 現地の北と西側は住宅、南は道路で、東は通路と住宅です。 周辺農地への影響はないと考えられます。 貸人が違反転用しており顛末書が添付されています。 また、復旧の念書と確約書も添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく

	一時転用後、農地として利用できる状況に回復すると認められますので、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく お願いいたします。 次に 6 番ですが 8 月 16 日に現地確認して来ました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は郡山市発注の水道工事に伴う一時転用です。 仮設の事務所、資材置場、重機置場として使用します。 農地区分は農用地です。 申請地の北側は休耕田、東側は市道、南は一段高く農地とは 距離があり周辺農地への影響はないと考えられます。 また復旧の確約書も添付されています。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく 一時転用後、農地として利用できる状況に回復すると認められます ので、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく お願いいたします。
濱津職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4 番から 6 番までの 3 件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、4 番について タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－オー（ア）－a－（b）で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。） 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の 周囲おおむね 500m 以内の公共施設近距離農地です。 申請地は JR 喜久田駅から 500m 以内の距離にあります。 許可基準は 2－1－（1）－オー（イ）で、第 2 種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 次に、5 番について 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

	農地区分は、農用地２－１－（１）－ア－（ア）で ２番 同様です。 許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－c で、 ２番 同様です。 次に、６番について ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地２－１－（１）－ア－（ア）で ２番 同様です。 許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－c で、 ２番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
濱津職代	４番から６番までの ３件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
濱津職代	異議ないものと認め、４番から６番までの ３件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に、７番 １件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	７番 １件について、調査の結果を報告いたします。 ８月６日に事務局職員とともに調査を行いました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由はＮＴＴドコモ無線中継局建設に伴い工事用仮設 用地として一時転用するものです。 土地は平坦地で、全面に鉄板を敷いて仮設事務所、仮設トイレ、 工事用車両駐車場、資材置場として使用するもので土砂流出の

	可能性は少ない。 汚水の排水はなく、雨水は地下自然浸透させます。 農地の蚕食や分断はありません。 また仮設事務所は平屋で日陰なので周辺農地への影響はないと思われます。 一時転用後、農地として利用できる状況に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番から7番までの 7件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から7番までの7件について、利用権設定3件、所有権移転4件の申請があり審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から7番までの 7件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から7番までの 7件について承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請の事由は資材置場から残土置場に変更、期間が令和6年3月31日から令和7年3月31日へ変更。 これは令和5年の12月総会で許可されたものです。 福島県公共工事に伴う資材置場として使用されており、この工事は計画通り完了しましたが、土木工事で残土が発生しており今後も申請地に残土を置き続ける必要があります。 油圧ショベルで残土を平らにならし、土砂の流出を防ぎます。 雨水は地下浸透、雑排水はありません。 周辺農地は休耕田、山林、原野のため営農条件に支障はありません。

	令和6年3月31日までの期限に対して、計画変更が提出されず使用していたことの顛末書が添付されています。 調査の結果、承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず、1番から5番までの 5件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	調査結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 8月6日、事務局職員と合同調査を行いました。 現地は突き当たる堤防の行き止まりにあります。 ほとんどが竹に覆われ、出入りも容易でなく農地に復元することは農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から5番までの 5件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から5番までの 5件について、 非農地と決します。

	次に、６番と７番の ２件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	６番と７番の調査結果を報告いたします。 まず６番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 ８月２日、事務局職員と合同調査を行いました。 現地は平成20年頃より耕作できなくなり、現在に至りました。 現在は原野化しており、農地に復元することは困難と判断しました。 また周囲に農地はありません。 次に７番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 ８月２日、事務局職員と合同調査を行いました。 平成10年頃に耕作をやめました。 現在は雑木、雑草が背丈以上に伸び、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	６番と７番の ２件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、６番と７番の ２件について、 非農地と決めます。 次に、８番 １件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	８番の調査結果を報告いたします。 事務局職員と現地調査を行いました。 手前側は東部開発して使われている農地もありますが 山林に近い畑で木や竹が長く伸びていて使える状態にはなく 手前の東部開発した所も草と使われていない農地で

	入って行くことができません。 非農地としてお諮りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	そこは東部開発やっていますか。
事務局	やっていません。
議 長	なければ、いいです。ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について、 非農地と決めます。 次に、9番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	9番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7月31日、事務局職員と合同調査を行いました。 大古山207ですが、30年以上耕作しておらず現況は竹林です。 他の2筆も30年以上も耕作しておらず雑木林となっています。 よって、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。

	続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から18番までの18件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番1件について通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番1件について、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理をしたので報告する。 報告第4号を終わります。 ただいまの第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更にに関して、事務局から説明があります。
事務局	農業振興地域の変更にに関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。 8月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の

	決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。
	(事務局から)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第3回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第3回総会（令和6年8月20日開催）の概要

第3条 農地の移動は

23件で、 田 11,385㎡ 畑 11,690.33㎡ でした。

第5条 農地の転用は

7件で、 駐車場1件、営農型太陽光発電設備1件、一時転用5件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。